

質問回答

2014年8月8日

「フィリピン国バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（開発計画策定）（ファスト・トラック制度適用案件）」  
（公示日：2014年7月30日 / 公示番号：140610）について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>第2. 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>2. 本プロジェクトの概要</p> <p>(4) 実施機関、関係官庁・機関</p> <p>1) 本プロジェクトの実施機関 (P. 11)</p>	<p>1)本プロジェクトの実施機関に、BDAが入っておらず、2)本業務の関係官庁・機関となっているが、ARMMと同様にBDAとは密な調整が必要と考えられる。また、p. 12の5.(2)でステークホルダーとの関係が重要と記載されており、5.(4)実施体制(イ)で、BDP策定はMILFが主導となっているが、未だARMMとBDAとは協働する体制とはなっていないとなっている。このような状況で、BDAが実施機関に入っていない理由は何故か。</p>	<p>本プロジェクトのMILF側RD署名者はBTCであるため、正式な実施機関をBTCとして記載しています。ただし、本業務における実質の実施機関はBDAです。その他、一部業務（「6.(5)道路インベントリ調査の実施及びGISシステムの構築」）についてはARMM政府が実質的な実施機関です。</p>
2	<p>同(5)対象地域 (P. 11)</p> <p>5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(6)調査対象地域(P. 15-16)</p>	<p>P.11では、対象地域は「フィリピン国ミンダナオ島新自治政府域内及びその周辺」となっているが、p. 16では、「対象地域は準備期間中に関係者と再度確認を行うこととする。」となっている。</p> <p>これは新自治政府域に入る可能性があるすべての自治体という想定でプロポーザルを書くが、後に変わる可能性があるという理解でよいか。</p>	<p>対象地域は、新自治政府域に入る可能性があるすべての自治体という想定でプロポーザルを作成して下さい。</p>

3	<p>第2. 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(3) 開発計画策定に必要なワークショップの開催 (P. 13)</p> <p>(8) セミナー/ワークショップ、広報等(p. 16)</p>	<p>P.13では、「調査開始、中間、終了時点で各一回、(中略)ワークショップを開催することとする」とあるが、P.16では、「インテリムレポート・ドラフトファイナルレポート作成時に各一回セミナー又はワークショップを開催する」とある。どちらが正しいのか？</p>	<p>ご指摘の2つのワークショップは下記の通り異なるものを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 13頁「5.(3) 開発計画策定に必要なワークショップの開催」は、対象者はステアリングコミッティのメンバーとなります。(開発計画策定経験の少ないBDA等を中心とした能力強化の一部として想定)。</li> <li>■ 16頁「5.(8) セミナー/ワークショップ、広報等」は対象者が関連機関のみならず当該紛争影響地域内の町や、開発実施において関係する地方自治体等ステークホルダーやドナー関係者に対するものであり、参加型アプローチをとった開発計画策定調査で一般的に行うものです</li> </ul>
4	<p>5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>3) 本調査団の実施体制 (p. 14)</p>	<p>(プロジェクトオフィス)</p> <p>BDAとの協力が必須であると認識しているが、調査団のプロジェクトオフィスは、BDA事務所スペースの制約から、一般の貸事務所に設置することになるのか？</p> <p>(Steering Committee)</p> <p>目下進行中のBDPフェーズ1の業務では、SCが組織されているが、本調査実施に際しても、同じメンバーによるSCが機能することになるとの理解で良いか？</p> <p>ARMM-RPDOもSCメンバーであるが、次質問にも関連するが、SC議論に附すテーマは限定的になるのか？</p>	<p>BDAによる事務所スペースの提供はないものとし、一般の貸事務所に設置することを想定し一般業務費に当該経費を含めて下さい。</p> <p>BDPフェーズ1と同様のSCが機能することが想定されています。</p> <p>ステアリングコミッティでは、開発計画にかかる全般的な議論が行われる予定です。</p>

5	同(8) セミナー/ワークショップ、広報等 (P.16)	<p>「調査、タスクフォースの成果を PR するための簡易なパンフレット等の候補資料をファイナルレポート作成時を目途に作成し、配布する」とあるが、成果品に含まれるのか？ 作成部数は何部想定されるのか？</p> <p>また、タスクフォースとは何か？</p>	<p>成果品として含めて下さい。作成部数は英文 500 部、電子データの提出を想定し、本見積もりとして経費に含めること。</p> <p>タスクフォース ステアリングコミッティに修正します。</p>
6	<p>第 2. 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>5. (9) ビジュアルプレゼンテーションの作成 (P.16)</p>	<p>ビジュアルプレゼンテーションの内容は調査の最終結果とし、作成時期はファイナルレポート作成時としてよいか？ また、成果品に含まれるのか？</p>	<p>ドラフト・ファイナルレポート作成時とし、添付資料として取り扱って下さい(成果品を構成する一部となります)</p> <p>なお、インテリムレポート以降のレポート記載事項は下記を想定することとして下さい。</p> <p>インテリムレポート:「開発シナリオ検討までに調査」</p> <p>ドラフト・ファイナルレポート:「業務全体の結果を取りまとめたもの」</p> <p>ファイナルレポート:「ドラフト・ファイナルレポートに対する関係者のコメントを反映したもの」</p>
7	<p>第 2. 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>6. (1) 事前準備</p> <p>3) インセプションレポート案の作成 (p. 17)</p>	<p>インセプションレポートを MILF 側、ARMM 政府側と分けて作成するとなっているが、これは内容にも関係するのか。関係するならば、どのような点を配慮すべきなのか？</p> <p>2015 年に設立予定の BTA は ARMM を中心に構成されるとの事。本計画の最終承認は BTA となる事を考慮すると、計画段階で</p>	<p>ARMM 政府との業務は「6.(5) 道路インベントリ調査の実施及び GIS システムの構築」、それ以外の業務は MILF 側を中心に進めることを予定しているため、両カウンターパート毎にレポートを作成してください。</p> <p>2015 年に設立予定の BTA は ARMM を中心に構成されるのではなく、「5.(4)1)(ア)</p>

		ARMM と MILF への情報提供に違いがある事は、承認時点で問題が生じないか？	新自治政府設立までの当該地域における自治」に記載のとおり、ARMM 政府及び MILF 側の関係者から構成されることが想定されています。BDP のステアリングコミッティのメンバーに ARMM-RPDO が含まれていることから承認時点で問題が生じることは想定していません。ただし、本業務実施過程において支障が生じた場合には機構にすみやかにご相談のうえ対応を検討することとします。
8	第 2. 調査の目的・内容に関する事項 6.(4)正常化に関する社会調査へのインプット 4) 本契約における業務 (p.19)	「準備協議結果を踏まえニーズ調査協力案を作成する」となっているが、どの程度のインプットが期待されているのか、合意されているものがあるのか。またニーズ調査の実施予定はきまっているのか。	「ニーズ・スキル調査」はフィリピン政府、MILF 側双方から構成される「合同正常化委員会」の調整の下で行われますが、調査実施主体等は現時点で先方が検討中です。従って、「調査協力案」とは、日本側が貢献できる可能性のある活動について日本側で取りまとめるという位置づけです。なお、現時点で想定される「調査協力案」は「6.(4).4)本契約における業務」末尾 2 点の通りです。
9	第 2. 調査の目的・内容に関する事項 6.(2)準備協議の実施 1)業務にかかる基本的情報の収集	本格業務確定とあるが、“本件業務”とは何をさすのか？この段階で業務の内容を確定することが求められているのか？ また、基本的な情報を収集する、とあるが、(7)の情報収集とは何が違うのか？	本格業務とは、「5.(1)本業務内容の変更の可能性について」に記載の「準備協議期間インセプションレポート(案)を元に先方と合意した業務スコープに基づいて行われる業務」を指します。 「6.(2).2)業務にかかる基本的情報の収集」は、先方と合意したスコープに基づき機構と

			変更契約を行うにあたり必要となる業務を指します。
10	7 . その他の留意事項 (3) 2) 口) 一般管理費上限 の増額 (p.28)	「技術経費 10%を上限として加算し、技術経費を計上することができる」とあるが、技術経費ではなくて、一般管理費等のことか？	ご理解の通りです。

以上